

自殺予防総合対策センター等の主な取組

1. センターの役割

- 自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援
「情報発信」「調査研究」「研修」「ネットワーク・民間支援」「政策提言」

(参考：平成17年(参)厚生労働委員会決議)

情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること

(参考：平成27年(参)厚生労働委員会決議)

「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図るため、現在は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、民学官協働型の「自殺対策政策研究センター（仮称）」として組織を改編すること。

また、自殺予防総合対策センターの支援・指導の下に活動している全国の地域自殺予防情報センターについても、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮称）」として体制及び機能の強化を図ること。

2. 情報発信

- ① C S PのHPにおいて、関係統計（※）等をまとめたページを作成し、情報発信。

※ 例えば、厚生労働省人口動態統計については、「統計数理研究所」と共同で、市区町村別に自殺手段・配偶関係・職業別の状況も含め集計するとともに、市区町村別の社会経済的要因、人口学的要因及び地理・気象学的要因と自殺死亡指標との関連を分析。警察庁統計については、都道府県別に年齢・職業・原因・動機別の自殺者数を集計。総務省消防庁統計については、自損行為による救急搬送事例を全国・都道府県別に分析。

(参考)

内閣府において、警察庁統計に関し、自治体からクロス集計等の公表データ以外の集計に関する申請を受け付け、提供。

- ② 自治体や民間団体のニーズを踏まえた情報発信

- 自治体職員向けに、自殺統計の読み方、政策評価の仕方、評価に基づく企画立案の仕方、先行事例等をまとめたマニュアルを作成（平成23年8月）
- 毎年度、「自治体における自殺対策の取組状況に関する調査」を実施し、公表。調査結果を踏まえた課題を提起。

(参考)

内閣府において、他の地域の参考になると考えられる先進的事例を「地域における自殺対策取組事例集」として毎年度取りまとめし、公表。

- ③ メディアとの情報共有、正確な情報に基づく報道を促進するため、メディアカンファレンスを開催

3. 調査研究

- ① 自殺の要因分析や支援方法に関する研究など、様々な研究を実施。
- ② 内閣府において、自治体職員向けの「自殺関連統計マニュアル」（平成26年3月を作成する際、CSP職員も同マニュアルを作成するための検討会に座長として参加。
- ③ 80弱の学術団体、民間団体等と連携し、自殺対策に関する科学的根拠の創出・集約・情報発信を図る自殺予防コンソーシアム準備会を発足（平成25年2月）

(参考)

厚生労働科学研究において、学際的・国際的な観点も踏まえた研究を実施

4. 研 修

- ① 毎年度、自治体で自殺対策の中心的な役割を担う職員、相談業務従事者、対人支援に携わる心理職等を対象とした各種研修を実施。
- ② 個別の自治体におけるゲートキーパー研修、啓発的講演会、自殺未遂者に関わる救急スタッフ等研修に協力。

(参考)

内閣府において、各地域の官民の連携を強化するための自殺対策官民連携協働ブロック会議、各地域の関係者の連携調整を担う人材を養成するための自殺対策人材養成研修を実施。（平成25年度～）

5. ネットワーク・民間支援

- ① 多重債務者等自殺リスクを抱える人々と接する機会が多い司法書士と精神保健福祉士とが現場で連携するための手引書を関係団体と協働して作成する（平成23年3月）など、司法書士に対し、自殺予防に関する知識等を普及。
- ② 全国の児童相談所に対して行った調査をもとに、自死遺児等の支援に取り組むための基礎的な情報と対応方法についてまとめた児童相談所職員向けの手引きを作成（平成27年3月）。
- ③ 過量服薬のリスクが高い人々と接する機会が多い薬剤師を対象としたゲートキーパー研修に協力。

- ④職域における過労自殺等の予防に向けた研究を「労働安全衛生総合研究所」と共同して実施。（平成２７年度～）
- ⑤中学校における自殺予防教育プログラム（「ＧＲＩＰ」）の開発・試行、教育関係機関が行う自殺予防事業・研修会に協力。
- ⑥宗教関係者に対する研修に協力。
- ⑦電話相談や生活困窮者支援を行っているＮＰＯ法人、アルコール問題関係団体、薬物依存リハビリ施設、公共交通機関、インターネット広告会社等と連携
- ⑧８０弱の学術団体、民間団体等と連携し、自殺対策に関する科学的根拠の創出・集約・情報発信を図る自殺予防コンソーシアム準備会を発足（平成２５年２月）
- ⑨メディアとの情報共有、正確な情報に基づく報道を促進するため、メディアカンファレンスを開催

（参考１）

厚労省において、全国的・先駆的な自殺対策を行っている民間団体に対し、財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。（平成２１年度～）

（参考２）

内閣府において、各地域の官民の連携を強化するための自殺対策官民連携協働ブロック会議、各地域の関係者の連携調整を担う人材を養成するための自殺対策人材養成研修を実施。（平成２５年度～）【再掲】

（参考３）

厚労省において、地域の関係機関のネットワーク強化・人材育成の拠点となる地域自殺予防情報センター運営事業を実施。（平成２１年度～、平成２７年度現在全国３１カ所）

6. 政策提言

- ① 自殺総合対策大綱の見直しに向けての提言」を提出（平成２４年６月）
- ② 厚生労働省「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」検討会のヒアリング対象者として、心理学的剖検の成果をもとに意見を述べ、過量服薬・処方薬乱用防止の試みの一つとして薬局薬剤師の活用を提言した。その意見は、同プロジェクトチームの報告書に採用された。（平成２２年９月９日）